

# 令和5年度子育て支援関連予算・制度等に向けての要望書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

少子化や新型コロナウイルス感染症の影響によって顕在化した望まない孤立等で不安を感じる子育て家庭が少なくない現状を踏まえ、また令和5年4月に発足することも家庭庁や令和6年4月に施行される改正児童福祉法に基づく事業等を視野に入れた上で、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業及び地域における子ども・子育て支援のさらなる充実と子どもと子育てに関する環境の整備をスピード感をもって進めていただけますよう、以下の通り要望いたします。

## 1. 新型コロナウイルス感染症への対応について

地域子育て支援拠点事業における新型コロナウイルス感染症の対策については、自治体によって予約制を奨励するものや、飲食を制限する等対応が分かれています。いままでもなく、孤立しがちな乳幼児期の子育て家庭にとっては、他の子育て中の親子と出会い、地域の情報やサービスを得る貴重な事業であり、感染状況に留意しながら、国としても利用に際して都道府県や市町村に通知を発出していただきたく要望いたします。

その際、通知に含めていただきたいのは以下の項目です。

- ① 長期化する閉塞状況で高まる親子のストレス緩和に資する交流の場の重要性
- ② 予防に留意した上での過度な利用制限の見直し
- ③ 過度な乳幼児への接触制限の緩和

## 2. 地域子育て支援拠点事業について

### (1) 就労家庭や妊娠家庭への利用促進のための土日祝日開所を推進

多様な働き方の就労家庭が増える中、地域子育て支援拠点の開所日については、令和2年度の調査<sup>1)</sup>において、開所日や時間の見直しは、利用の変化にプラスに影響を与える要因という結果が得られていることから、(ウ)6~7日型に関しては、基本分の補助金単価を上げる等、土日開所拠点のインセンティブを図っていただくことを要望します。

### (2) 職員の適正な処遇改善

対人援助業務については、保護者のニーズに適切に対応し、他機関との連携も含めた職員の質的向上が求められます。拠点施設の責任者や職員のキャリアによる適切な処遇が行われるよう人件費の拡充をお願いします。児童福祉の担い手として、経験を積み、地域子育て支援の中核を担う人材を育成するためにも、児童福祉に携わる職員として、また最低賃金の上昇分を踏まえた人件費単価の見直しを要望いたします。

### (3) オンライン参加者の取り扱い

全国の実践者からは、オンラインによる参加についての取り扱いが、どのように活用されているのか明確にしてほしいとの要望があります。新型コロナウイルス感染症の影響により、今後はオンラインの活用が併用される可能性が高いことから、オンラインによる参加者の取り扱いについて実績に含めるなど、国としての見解を自治体に通知願います。

### (4) 拠点の利用年齢

地域子育て支援拠点事業の利用者については、子育て家庭の親とその子ども(主として概ね3歳未満の児童及び保護者)となっていますが、自治体によっては幼稚園、保育所、認定こども園所属の利用者は不可としている場合や、3歳以上の子どもの利用を認めていない自治体があるという報告を受けています。少子化対策の観点からも、きょうだい児の利用にあたっては柔軟に対応する必要があると考えます。過度な制限とならないよう、Q&A等でお示しいただけますよう要望します。

### 3. 利用者支援事業について

利用者に対する敷居の低い相談支援及び関係者間の連携した対応が求められる中、利用者支援事業(基本型)の重要性はさらに増しております。専門員の配置拡大と質的向上に向けて、自治体への事業周知及び取組支援を要望いたします。

### 4. 一時預かり事業について

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会で示された、一時預かり事業のレスパイト・リフレッシュ目的での利用促進、一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などは、地域子育て支援拠点の多機能化の効果としても検証されているところです。一時預かり事業については、保育所等に限らず、地域子育て支援拠点における実施の促進も要望いたします。

併せて、ニーズがありながら自治体によっては一時預かり事業を NPO 等に委託しない自治体が見られます。十分実績を積み、保育士等の配置基準を満たした事業者が、取り組めるよう自治体への通知発出をお願いいたします。

---

<sup>1</sup> 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「利用親子組数が少ない地域子育て支援拠点の利用促進等に関する調査研究～人口5万人未満の小規模な自治体に着目して～」調査 報告書」  
日本福祉大学(主任研究者:日本福祉大学教授 渡辺顕一郎)